

政策評価懇談会（第14回）議事録

1. 日 時

平成 18 年 10 月 26 日（木）10：15～12：10

2. 場 所

東京高等検察庁第2会議室

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治	弁護士
(座長)立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 法務部グループ法務シニアオフィサー
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会副会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社法務セクションマネージャー

< 省内出席者 >

大林 宏	事務次官
永井 栄次	大臣官房秘書課広報室長
吉澤 勇治	大臣官房秘書課情報管理室長
山口 久枝	大臣官房人事課付
佐藤 淳	大臣官房施設課付
柳井 康夫	大臣官房訟務部門訟務調整官
田辺 泰弘	大臣官房司法法制部参事官
畝本 直美	大臣官房司法法制部参事官
原 司	民事局付
辻 裕教	刑事局参事官
室井 誠一	大臣官房参事官（矯正担当）
久保 貴	保護局処遇企画官
山口 英幸	人権擁護局参事官
利岡 寿	入国管理局入国管理企画官
白石 葉子	法務総合研究所総務企画部付
小林 幹広	公安調査庁企画調整官

< 事務局 >

黒川 弘務	大臣官房秘書課長
-------	----------

小山 太士 大臣官房参事官（総合調整担当）
松下 裕子 大臣官房秘書課政策評価企画室長
深石 卓 大臣官房秘書課補佐官

4. 議 題

- (1) 平成 18 年度法務省事前評価実施結果報告書について
- (2) 政策評価結果の政策への反映状況について
- (3) 法務省事後評価の実施に関する計画の見直しについて

5. 配付資料

- 資料 1：平成 18 年度法務省事前評価実施結果報告書
資料 2：平成 17 年度事後評価結果の政策への反映状況報告書
資料 3：平成 18 年度事前評価結果の政策への反映状況報告書
資料 4：法務省政策評価に関する基本計画（平成 18 年 9 月 13 日改定）
資料 5：法務省政策評価に関する基本計画（新旧対照表）
資料 6：法務省事後評価の実施に関する計画（平成 18 年度）
資料 7：法務省事後評価の実施に関する計画（平成 18 年度）（見直し案）

6. 議 事

立石座長：おはようございます。早朝から委員の皆様方にお集まりいただきありがとうございます。初めに法務事務次官からごあいさつがあります。よろしくお願いいたします。

大林事務次官：おはようございます。一言、ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ、本年度第 2 回目の政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがたく存じます。今回からは、新たに中村委員にも御参加いただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、政策評価制度につきましては、本年 7 月に閣議決定されました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」、いわゆる「骨太の方針」において、「予算要求に当たっては、各施策について成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する」とされており、また、政策ごとに予算・決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについては、予算書・決算書の見直しが行われており、平成 20 年度予算を目途に実施される予定となっております。

このように、政策評価と予算との関係は、今後ますます密接なものになっていくものと思われませんが、今回の政策評価懇談会におきましても、政策評価結果の予算要求等政策への反映状況など、予算との関わりの深い議題について御議論いただくこととしております。委員の皆様方の御専門の知識や幅広い御経験等に基づく忌たんのない御意見を、どうぞよろしくお願いいたします。

また、これを機会に、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

立石座長：どうもありがとうございました。ただ今、次官のごあいさつの中にもございました

が、本日から新たに中村委員に御参加いただくことになりましたので、恐れ入りますが、中村委員、自己紹介をお願いいたします。

中村委員：セブン&アイ・ホールディングス法務部の中村と申します。今回は政策評価懇談会の委員を拝命いただきありがとうございます。いろいろ分からないこともございますが、先輩委員の方々から御教示をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

立石座長：どうもありがとうございました。今後、遠慮せずにどんどんお気付きの点をお話いただければありがたいと思います。

それでは審議に先立ちまして、今年の2月28日の第12回政策評価懇談会におきまして説明がございました日本司法支援センター、通称「法テラス」が、いよいよ10月2日から開業の運びとなりましたので、その現状につきまして、司法法制部から報告をいただきたいと思っております。10月8日に日経新聞で、開業1週間のコールセンターへのアクセスが12,365件あったというその内訳と、その情報をどういふところに振り分けているという記事が載っております。その記事を読む限りにおいては、大変順調にスタートしたのではないかというふうに思っております。では、現状について報告をお願いします。

司法法制部：本日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。司法支援センターが本年10月2日から業務を開始しております。まず、開業用の白いパンフレットを御覧ください。支援センターの役員の体制につきましては、このパンフレットの裏表紙、「役員等の体制について」のところに記載されているとおりでございます。また、その上に「支援センター業務開始までの歩み」というのが記載されておりますけれども、4月10日に支援センターが設立されまして、その後支援センターが作成した中期計画を認可しております。さらに本年5月に、支援センターが業務を開始するために必要な業務方法書などの諸規則を認可しております。

次に、支援センターの機構ですが、これは「本部及び地方事務所等機構図」にあるとおりでございます。地方事務所等の所在地につきましては、「全国地方事務所等所在地一覧」のとおりですが、これは、全国の地方裁判所の所在地である50か所に支援センターの地方事務所が設けられております。このほか、20数か所に支部、出張所、地域事務所が設けられております。このうち、いわゆる司法過疎地域に設置された地域事務所は6か所であり、場所は、函館の江差、新潟の佐渡、鳥取の倉吉、高知の須崎、長崎の壱岐、鹿児島鹿屋となっております。

続きまして、支援センターの業務について御説明いたします。青いリーフレットを御覧ください。支援センターの行う情報提供業務は、法的なトラブルを抱えてどこに相談したらよいか分からない方々に、法制度についてお答えしたり、相談先として最も適切な相談窓口・機関を紹介するというものですが、支援センターでは、情報提供業務を行うため、コールセンターを設置しました。コールセンターの番号はリーフレットの表紙にありますように、「0570-078374(おなやみなし)」という全国统一の番号となります。これは固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円という低廉な料金に設定されております。コールセンターのオペレーターには、消費生活相談資格者の方々、専門知識・経験を有する方が採用されており、他に法律アドバイザーとして弁護士も配置するなど、迅速的確な情報提供を行おうと、そういった体制を整えております。

業務開始後のコールセンターの状況につきましては、支援センターの集計によりまして、「コールセンターの受電件数」のとおりとなります。業務を開始した10月2日から10月21日

までの3週間、日曜・祝日を除きますと17日間になりますけれども、コールセンターには約26,000件の問合せが寄せられております。主な内容は、多重債務問題などの金銭の借入れに関するもの、離婚などの夫婦・男女関係に関するもの、遺産分割などの相続・遺言に関するものなど、生活に身近な法的トラブルに関するものが多数を占めております。

支援センターでは、連携先として、関係機関データベースに登録していますが、登録されております関係機関・団体数は約2,000ございまして、相談窓口数にしますと、約23,000の窓口が登録されております。

このほか、支援センターの業務といたしましては、民事法律扶助業務をしておりますけれども、無料法律相談等の提供先となる契約弁護士、契約司法書士が多数確保されております。国選弁護関係業務につきましては、一部の新聞等におきまして、国選弁護事件の担い手となる契約弁護士の確保が進んでいないと、そういった報道がされましたけれども、業務開始時点で8,000名を超える契約弁護士を確保しております、これは当面の業務運営に支障がないだけの弁護士数であるとのことです。

また、支援センターの行う犯罪被害者支援業務というものがございまして、これにつきましてはピンク色のリーフレットを御覧ください。コールセンターに犯罪被害者支援ダイヤル「0570-079714(なくことないよ)」というものを設けまして、犯罪被害者担当オペレーターとして、犯罪被害者支援の知識・経験を持った担当者を配置し、犯罪被害者の心情に配慮した対応ができるよう、体制を整えているとのことです。また、犯罪被害者支援に精通した弁護士を紹介することになっておりまして、精通弁護士の名簿を作成しておりますが、登載弁護士は、現在のところ全国で約1,000名となっております。以上が、支援センターの業務の概要であります。

次に、センターに勤務する常勤弁護士であります、その数は現在21名、これは本年度内の赴任予定の内定者4名を含む数となっております。常勤弁護士は、いわゆる司法過疎地域や、弁護士1人当たりの事件受任件数が多い地域に設置された事務所のほか、地方事務所や支部にも配置されております。現段階での常勤弁護士の数は、決して多くはありませんが、民事法律扶助業務についても、刑事弁護関連業務についても、一般の契約弁護士を多数確保していることから、当面の事業展開に支障はないとのことであります。

今後の課題であります、1つは、常勤弁護士の計画的な確保であろうと思います。平成21年には、被疑者弁護の範囲が拡大いたしまして、また、裁判員制度も始まりますので、それに備え、常勤弁護士数を順次拡大していく必要があり、支援センターにおいてその方策を種々検討されていると聞いておりますが、法務省においても、最大限の協力を行っていく必要があると考えています。また、人数の問題だけでなく、その実力をいかにつけるか、指導育成体制の充実も図られる必要があると考えております。

また、課題といたしまして、周知・広報ということがあろうかと思えます。支援センターは、まだまだ国民の間に浸透しているとは言いがたいと思えますので、支援センター・法務省において、さらに広報活動を展開していかなければならないと考えております。

以上、簡単でございますが、支援センターの業務の説明を終わらせていただきます。

立石座長：ありがとうございました。ただ今の説明につきまして御質問などございますでしょうか。はい、山根委員どうぞ。

山根委員：大変な準備をされて、スタートされたので、ぜひ司法を身近にということで成功を

祈っているところなんですけど、今後、また新しく地方の事務所を増やすとか、あるいはまた、色々検討して減らすとか、そういう可能性というのは、あるのでしょうか。

司法法制部：どういうところに増やしていくのか、あるいは減らしていくのかといったことは、センターの方で、需要などを見ながら決めていくことだと思っております。

立石座長：はい、川端委員。

川端委員：常勤弁護士が、21名にとどまったということで、これは弁護士会の方にも非常に大きな責任があると思うのです。しかし、色々話を聞くと、結局生涯のキャリアとしてですね、ここに行くということが、どんな意味を持つのが非常に不安であると思われるのが問題です。例えば戻ってきた時に根無し草になってしまうのではないかと、あるいは専門性が獲得できないのではないかと、色々不安があって、本当はやってみたいんだけども躊躇するという人が結構多いと聞いています。法務省としても方策を考えてらっしゃると先ほど聞きましたけれども、どのような方策を考えられたのでしょうか。

司法法制部：まだ具体的なことをお話できるわけではないのですが、私も先日日弁連が主催した司法支援センターの説明会に行って、そこで200数十名の60期の方々ですか、合格者の方と色々お話をさせていただきましたけれども、今お話にありましたように、これが自分のキャリアにどう生かされていくのかがまったく見えない、そこが不安であるとの声が、本当に多数聞かれました。そこが1つの問題であろうということは認識しておりますので、日弁連と協議しながら、いくつかのキャリアプログラム、こういう先もありますよといったことを具体的に提示して、受入先というか、道筋をいくつか作っていくというか、具体的には検討しておりませんけれども、検討していかなければならないと考えております。

立石座長：ほかに、はい、前田委員どうぞ。

前田委員：この仕事に就くかどうか決断がいるところですけども、今度佐渡に行った若い弁護士、私のゼミの学生なんですけれども、やっぱり、大学の側でも、司法に携わる人間として、正義の実現でも自分の理想でもいいんですけども、ロースクールの理想でもあると思うんですけども、我々の側もですね、こういった仕事に積極的に就くような学生を一人でも多く育てていくという方向性を持っていかないといけないと思いますね。もちろん、経済的なことの保証というのもあると思うのですが、やはり理念とか、特に若い人にやってほしいので、教育者の側にも責任があると思っています。

立石座長：ありがとうございます。はい、田辺委員。

田辺委員：2点ほど伺います。1つは、相談内容でコールセンターで受けたのは、基本的には情報提供だと思うのですが、他の機関に提供したのは、どれくらいの割合だと考えてよろしいのでしょうか。2点目は、受けている電話の件数を見ますと、男性と女性でかなり違いがあって、女性が非常に多いと。これは要するに、法へのアクセスに対するジェンダーギャップみたいなものがあるって、女性の方をうまく拾っているというような判断でよろしいのでしょうか。

司法法制部：正確な数字は把握しておりませんが、4分の1弱くらいは法テラスの地方事務所、やはり多いところは弁護士会、司法書士会だと思います。ジェンダーギャップを埋めたのかということは、今後の推移を見ながら分析されていくのかなと、3週間の結果ではよく分からないところがございます。

立石座長：寺尾委員、何かございますか。

寺尾委員：今、ジェンダーによる差があるのではとの御意見がありました。これくらいの違いは誤差のうちではないでしょうか。女性の方が日中家にいて電話を架けやすいということがあるのではないのでしょうか。

立石座長：よろしいでしょうか。順調にスタートしたようですけれども、2月の第12回の懇談会で、先生方から色々、懸念も含めて質問が出ておりますので、まだ3週間という短い期間で総括するには早すぎるのかもしれませんが、3か月くらい経過した時に、2月28日の時に指摘されたいろいろなことに関して、改めて報告をいただければありがたいと思うのですが、ぜひお願いできますか。

司法法制部：かしこまりました。

立石座長：どうもありがとうございました。それでは、本日の審議事項につきまして、事務局から説明をお願いします。

黒川秘書課長：はい。本日の議題は3点ございます。まず1点目ですが、平成18年度の事前評価の結果について、お手元の資料1に基づきまして事務局から報告させていただき、その後、御意見を頂戴したいと思います。事前評価の評価書の案につきましては、本年8月に委員の皆様へ御覧いただいたところですが、資料1は、その際にいただいた御意見を踏まえて見直しを行い、8月末に確定・公表したものでございます。

次に2点目ですが、「政策評価結果の政策への反映状況」について、お手元の資料2、資料3に基づき、事務局から報告させていただき、その後、御意見を頂戴したいと考えております。

最後に3点目ですが、「法務省事後評価の実施に関する計画」、いわゆる「実施計画」の平成18年度版について見直し案を作成いたしましたので、資料6、資料7に基づいて事務局から説明させていただき、御議論いただきたいと思います。

なお、資料4、資料5は、前回の懇談会で御議論いただいた政策体系を盛り込んだ形で、本年9月に改定した「法務省政策評価に関する基本計画」と、その新旧対照表でございますが、「基本計画」の改定の概要については、「実施計画」の見直し案の説明の際に、併せて説明させていただきます。本日の審議事項については、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

立石座長：ありがとうございます。今、本日の審議事項についてお話がありました。それでは早速議論に移りたいと思いますが、平成18年度の法務省事前評価実施結果報告書につきまして、御議論をいただきたいと思います。まず事務局から本報告書の概要について説明をお願いします。

松下室長：それでは、「平成18年度法務省事前評価実施結果報告書」について御説明いたします。資料1を御覧ください。

平成18年度の事前評価につきましては、評価の結果を平成19年度概算要求に反映させるという趣旨から、総務省から8月中の提出を求められているところでございまして、毎年度のことですが、本報告書につきましても、すでに総務省に提出したことになります。委員の皆様方には、8月に報告書案を送付して御覧いただいたところでございますけれども、このような会議などの場で御議論いただけなかったことにつきましては、大変申し訳なく存じております。

平成18年度におきましては、「広島法務総合庁舎新営工事」と「福岡刑務所新営工事」の2件の「施設整備」、それから研究といたしまして、「再犯防止に関する研究」「更生保護に関する実証的研究」「第3回犯罪被害実態(暗数)調査」の3件の「法務に関する研究」につきまし

て事前評価を実施しております。

「施設整備」につきましては、参考資料5に施設課において定めました評価基準というものがございまして、これに基づきまして定量的な評価を実施しております。そして、「事業の緊急性」「計画の妥当性」「費用対効果」の観点から、2件の施設整備案件とも、新規採択事業としての要件を満たしていると評価しております。

「法務に関する研究」につきましても、法務総合研究所におきまして、研究評価検討委員会を開催しております。これは今年の6月9日に開催されまして、御出席いただけなかった方々につきましては資料をお送りして御意見をいただくという形で、専門家の御意見を聞いた上で評価を実施しております。そして、それぞれの研究の「必要性」「効率性」「有効性」の観点を総合的に勘案した結果、3件とも平成19年度に行うべき研究課題であるとの評価に至っております。

なお、「更生保護に関する実証的研究」につきましては、8月に案をお送りした際には、「社会内処遇に関する総合的研究」という名称でしたが、研究内容をより適切に表現するため、名称を「更生保護に関する実証的研究」という名称に変更しております。

事前評価についての説明は以上でございます。続きまして、施設課から補足説明をいたします。

施設課：これから施設課の事前評価について御説明させていただきます。まず評価の前提といたしまして、当課の施設整備の流れの概略について御説明させていただきます。お手元に配布いたしましたA4版の「法務省大臣官房施設課における事業評価」という資料を御覧いただければと思います。施設整備は、資料の右側一番上の企画という場面から始まるわけですが、まず整備すべき施設・事業を選定することになります。次に、どのような判断基準で事業を選定するかということについてですが、その優先順位の判断要素としては、一般に様々な行政需要の高低や、施設が古いとか狭いとか機能が整っていないといったことが挙げられます。例えば、現在法務省で施設整備の需要が高い案件としては、過剰収容状態にある刑務所、それから治安悪化とか司法制度改革に対応するための検察庁、不法滞在外国人を収容する入国管理施設、あるいは登記所の出張所等が挙げられます。施設が古いとか狭いとか機能不備といった要素は、いずれも施設を建て替える際の大きな判断要素となりますけれども、これらにつきましては、国土交通省の判定をいただくなどしております。加えて、現実の施設整備の場面では、地元自治体との関係、都市計画との兼ね合いなどから直ちに工事に着手しなければ敷地が確保できない案件とか、あるいは、矯正施設においては、住民運動のため、整備の必要性は高くても、工事時期を慎重に判断しなければならない案件、そういった案件などもあります。このように、個別案件ごとに数値化になじまないような特殊事情がある場合が多いわけですが、法務省における事業選択をした事情を総合的に判断しております。加えて、ここ数年間、刑務所の過剰収容対策が最重要課題となっているわけですが、法務省の施設予算のほとんどは、収容能力増強のための矯正施設整備に充てざるを得ないという状況にございます。したがって、老朽建替の新規事案はほとんどなく、3、4件あるのは、何らかの特殊事情があるケースというのが実情でございます。続いて、事業を選定しますと、施設整備に当たっては、一般に測量とか地質調査が必要となりますので、調査費要求を行います。調査費が予算化されますと、測量等を実施するほか、敷地の建築関係法令とか周辺環境等を調査することになります。その上で、行政需要や、それぞれの施設を所管している局の要望に基づきまして、基本構

想をまとめまして、配置計画ですとか構造などの整備計画を立てることになります。計画に実現可能性が認められれば、事業費を積算して事業費要求を行うことになります。事業費が予算化されれば、入札、契約、工事、完成、引渡しといった手続が進みまして、事業が完了することになります。事業が完了いたしますと、建物の維持管理・運営ということが行われることになります。それから、この施設整備の流れにおきまして、どの段階でいかなる事業評価を行うのかということをお説明いたしますと、先ほど申し上げましたように事業の優先順位というのは数値化できない様々な特殊事情なども考慮して判断せざるを得ないわけで、国土交通省なども同様と聞いておりますけれども、主観的な評価にとどまらず、施設の規模が合理的な方法で提供されているか否かにつきまして、客観的な一定のシステムに基づいて評価することは、いわばセーフティーネットとして極めて重要であろうと考えております。そこで、できる限り施設需要の判断要素を類型化し、工夫をしながら客観的な事業評価を実施いたしまして、その合理性、妥当性を確認することとしております。この資料の中央の「政策評価委員会」という欄をお覧いただきたいと思っております。調査費要求に当たりましては、官房施設課長を委員長として、当課内部に設けられた政策評価委員会におきまして、国土交通省官庁営繕の事業評価システムに倣って作成したシステムに基づきまして、事業の緊急性、計画の妥当性の評価を行っております。緊急性とは、施設の老朽度、狭あい度、都市計画上の必要性、行政需要等の観点から、事業に緊急性が認められるか、後回しでいいのかといったことを客観的に数値化して評価するものでございます。妥当性は、施設の位置、規模、構造等から妥当な計画であるか否かを評価するものです。緊急性、妥当性の評価についての詳細は、お手元の資料「大臣官房施設課における事業評価の概要」に記載されております。これは、いずれも数値計算をして100点以上が得られれば緊急性、妥当性が認められるものとしておりますので、これらがいずれも100点以上であれば、調査費を要求してもよいと考えております。逆に、いずれかが100点未満となった場合には、調査費要求を見合わせることにしております。

続きまして、調査費要求から、長い時には5年以上、短ければ同時ということもありますけれども、事業費の要求段階に至れば、政策評価委員会において緊急性、妥当性に加えまして、費用対効果の評価を行います。費用対効果の評価につきましても、国土交通省の手法に倣って作成したわけですが、費用対効果という手法は、本来民間におきまして事業の優先順位をつけるために用いられる手法ですが、官庁設営というのは、どうしてもお金のものを生み出すものではなく行政サービスを提供するものでございますので、その効果を金額に換算するというのはなかなか困難な部分もございまして、しかしながら、いろいろな工夫をしながら費用対効果が1以上であることを確認しているということでございまして、その手法も、先ほどの「事業評価の概要」といった冊子に記載しているところでございまして。

その結果、費用対効果が1未満の場合は、事業費の要求を中止いたしまして、費用対効果が1を超えた場合には事業費を要求してもよいということになります。さらに、施設が完成した後5年を経過した時点で事後評価を行うこととなっております。なお、これらの事業評価の内容は、この場で御報告させていただくとともに、ホームページ等により公表することとしております。

それでは、平成18年度の事業評価の実施結果について、御説明いたします。結果の詳細は、資料1の「平成18年度法務省事前評価結果報告書」に記載されておりますが、お手元に配布いたしました事業評価結果一覧というA4版の資料で御説明させていただきます。

本年度の予算要求前に実施した施設整備に係る事業評価につきましては、継続工事が多数ありまして、新規要求が可能な案件が限られておりましたので、広島法務総合庁舎及び福岡刑務所の2件についてのみ、新たに事業費要求を行うか否かを検討することとなりましたので、これら2件について、緊急性、妥当性及び費用対効果の評価を行いました。

広島法務総合庁舎の案件は、広島市中心部に所在する高検、地検、区検、地方更生保護委員会、保護観察所、公安調査局、法務総合研究所の支所、入国管理局、矯正研修所の支所が入居する総合庁舎の新営工事になりますけれども、例えば検察庁におきましては、検察官調室が絶対的に足りないなど、施設の狭あいが著しく、機能不備も甚だしかったことから、平成13年度から敷地調査等を開始いたしました案件でございます。様々な事情がございまして整備計画が遅れましたけれども、19年度になりまして、ようやく工事費用の予算要求を検討するに至ったものです。改めて事業評価を行いましたところ、緊急性につきましては119点、妥当性につきましては161点とそれぞれ100点を超えた数値となりました。また、費用対効果につきましては、2.4と1以上になっておりますので、事業費要求を行うことといたしました。

また、福岡刑務所の案件は、福岡県糟屋郡宇美町に所在する九州地区の基幹刑務所の増築、新営案件です。この工事によりまして、310名の収容人員の増が図られ、とりわけ九州地区の過剰収容を緩和するために果たす役割は大という施設となります。これにつきましても事業評価を行いましたところ、緊急性につきましては106点、計画の妥当性につきましては110点と、それぞれ100点を超えた数値となりました。また、費用対効果につきましては1.9と1以上になっておりましたので、事業費要求を行うことといたしました。

駆け足の説明となりましたが、施設課からの説明を終わらせていただきます。

立石座長：ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明につきまして、皆様からの御意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。広島の法務総合庁舎の新営、そして福岡刑務所の新営と。はいどうぞ。

寺尾委員：すごく初歩的なことなのですが、法務省の法務総合庁舎というところには、検察庁の関係の官署が入っているようですね。その他にも、検察以外の方も入っておられるのですか。法務総合庁舎というと、検察がいるところと理解すべきなんでしょうか。

松下室長：お答えいたします。総合庁舎という場合には、事業評価結果一覧のところ「入居庁」と書いてございますけれども、検察庁の他にも保護観察所ですとか、地方入国管理局ですとか、広島の場合7つの機関が入っております。他の総合庁舎についても、それぞれ入っている庁の数、種類は違いますが、複数の機関が入居しております。

寺尾委員：一言で言うと、法務総合というのは、法務省がしておられる仕事の機関がそれぞれ入っておられると、そう理解すればよろしいでしょうか。

松下室長：はい。

寺尾委員：検察庁の建物というのは、広島市には独自にあって、それが狭あい化したということなんでしょうか。こちらに伺いますと、法務省と検察庁が並んでおりまして、素人にはどういう関係なのか今一つ理解できないところがあったものですから。

松下室長：それについては施設課からお答えいたします。

施設課：庁舎には色々種類がございまして、例えば、国土交通省が作る地方合同庁舎、これは省庁を越えた形で入居している庁舎でして、それから、法務総合庁舎という私どもの省庁の中で色々な地方機関が入っている庁舎を法務総合庁舎と呼んでおります。それ以外にも、検察庁

でも法務局でも、単独庁舎という形で庁舎があるものがございますけれども、国全体の方針としては、こういった施設をできる限り1つにまとめて、敷地などを有効に利用するようにという方針で進めておりますので、今は、検察庁とか保護とか入っているところが狭あいとなっておりまして、入管とか矯正研修所とかまた別の場所にあるわけですけれども、それはそれで狭くなったり、古くなったりといった問題を抱えておりまして、これを機会に総合庁舎にしようという流れになっております。

寺尾委員： 検察庁の建物は広島市内の別のところにあつて、今回ここに統合されるということになるのでしょうか。

施設課： 実は、今回の新営工事は同じ場所で建て替えることになっております。敷地が比較的広いものですから、仮庁舎などをできる限り作らないようにと、敷地の庭のような部分に新しい建物を建てまして、引っ越してから古いものを壊すという計画にしております。

立石座長： ほかにいかがでしょうか。はい、山根委員どうぞ。

山根委員： 資料の5ページのバリアフリー化のところ、「婦人・子どものための機能の充実」という記載があるんですが、これは具体的にどういうことをイメージしているのかが分からないというか。法務省ならではの必要性があるのかもしれないんですが、こうした建物を建てるときには、具体的な要望に応えるというか、利用者の意見を集めて工事を行ってほしいと思います。

立石座長： 施設課いかがでしょうか。

施設課： バリアフリー化と申しますと、具体的には、例えばエレベーターを設置するとか、できる限り段差をなくすとか、そういったことがありますし、婦人・子どものためと申しますと、例えば入国管理局につきましては、外国人の方が審査等で訪れるわけですけれども、お子様連れの方が結構多くいらっしゃいますので、キッズスペースといった場所を用意いたしまして、子どもが少し転がって遊べるような場所を用意したりするということもございます。それからトイレ等でおむつを替える、男子女子それぞれにそういったスペースを作るといった方針で、設営の方は進んでおります。

立石座長： よろしいでしょうか。この議題に関して、8月にも私から御意見を差し上げたところですが、評価の結果として、最終的に広島法務総合庁舎と福岡刑務所の2つを選んだと。その時に他の案件というのはいくつくらいあったのかということと、どういう評価を受けて外れたのかということ。広島と福岡に関しては、説明を読んでいる限りにおいては、私は結構だと思ふんですが、そういうことが最終的に決まるプロセスのところ少し分からないものですから、お教えいただければいいんじゃないかと思ふます。政策決定のプロセスの透明性ということについては、8月の時にもこちらから意見を出したもののなのですが。

それから、費用対効果という総費用と総効果というものを割り出してあるんですが、その算出根拠がはっきりしていないと思ふます。例えば総費用の中の建設費のところ、原単位が何もないんですね。例えば坪とか、あるいは平米いくらだとか、世間一般的に比較できるような何らかの指標や項目を出していただきたいと思ふます。そうでないと、出された数字を鵜呑みにせざるを得ないような状態になるのではないかと思ふのですが。いかがでございましょう。

施設課： 最初の御指摘の点、他にどういった案件があるのかといった点ですけれども、まず法務省の施設の現状について御説明させていただきますと、法務省の施設、庁数で千数百ありまして、各省庁の中でもかなり多い方かなと思っておりますけれども、面積にいたしますと全体

で約480万平米ございます。そのうち、約110万平米くらいが、すでに国土交通省等によりまして要建替えという形で、老朽だとかそういったことを言われている状況でございます。そういう中で、庁数でいきますと、全体の建替数百くらいまでですね、面積にするとかなり大きくなりますけれども、そういった案件が実際にある状況でございます。こうした中でこれをやるために、例えば工事費用もそうですけれども、工事費は実際計画をいたしまして、土地の面積というのがございまして、職員数とか収容定員であるとか、法務局では簿冊数とか、根拠となる数値がございまして、これに国土交通省が毎年決めます要求単価というものがございまして、これを掛けて計算した数字でございます。これはかなり膨大な資料でございまして、要求の積み上げというものをやっているんですけれども、今年に関して言いますと、いろいろ考えまして、経常経費等かかりまして、実際この2つしか要求する段階になりませんでしたので、この2つのみ事後評価を行っております。そのプロセスは何かと申しますと、こういった形のやむを得ない案件を原局等から要望を受けまして、その中で予算の範囲内で考えていくということになります。費用対効果の根拠については、費用については先ほど申し上げましたけれども、効果につきましては、サービスの効果を金額に換算するのはなかなか難しいものではありませんけれども、算出方法の単位といったものは、国土交通省策定の事業評価システムに準拠して定めているところでございます。数値自体は、例えば「評価の概要」に記載されているところでございます。

立石座長：分かりました。ありがとうございます。そのほかありますか。では、このところで「法務に関する研究」として再犯防止、更生保護、犯罪被害の実態調査ということで出しているところですが、これについて何か先生方からコメントはありますか。どうぞ。

前田委員：それぞれ、保護、矯正に関わる問題で若干射程が広すぎるテーマ設定なのかなという感じはいたしますが、こういう研究をするには絞り込むのはなかなか難しいもので、広い意味で再犯防止問題も重要な課題でありますし、暗数の問題も重要な課題であると思います。いろいろ細かいことはありますが、私は事前評価としてはこれで適切であると思います。ただ、これに沿った成果を上げていただきたいと思います。

立石座長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。私は、特に「更生保護に関する実証的研究」では、今後の更生保護事業のありようとか、保護観察制度の多方面の制度の改廃に多大な影響を与えるテーマだと思っておりますので、是非この辺もしっかり体系的に研究していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

六車委員：先ほどちょっと聞き落としてしまいまして、前後して申し訳ないのですが、2つの施設の話なんですけれども、広島施設と福岡施設で、頂いたA4の横紙の事業評価（事前評価）結果一覧のところの真ん中くらいに、「得ようとする効果」という欄がありまして、そこに1と2とあり、それぞれ1の方は、下から2番目に「環境負荷の低減」というのがありまして、2の方は下から3番目に「環境負荷の低減」というのがあるんですけれども、頂いている資料の1でどこを見ればいいのかと思って、私が見たのは、広島の方では8ページのところの一番上に費用対効果と書いてあるところがありますが、8ページ、下に小さな字で書いてあるそのページの費用対効果というところの上の方に、最初に総費用とあって、次に建物による新営の効果というのがあるのがあって、ここに環境への配慮というのがあって、地球温暖化対策等と書いてあるんですけれども、このことを広島の場合は維持しているのかどうかということと、もう一つの福岡の方を見ますと、同じように下のページで行きますと、12ページの上の方を

見ますと、2の定義方針というふうを書いてあるページですけれども、下から2段目の段に、環境負荷の小さな施設作りと書いてあってですね、さらにその中で環境に優しい施設作りとして、3つの丸に別れていて、さらに黒いポッチでいくつか書いてあるんですけれども、さっきの横の紙1枚では同じ「環境負荷の低減」というところで書いてありますけれども、もし私が申し上げたところをまとめているとすると、ずいぶん内容が違うなという感じがしました。それから、書いてあることが抽象的で、今私環境の専門でもあるんですけれども、今地域でもいろいろ話題になると思うんで、もうちょっと分かりやすい方がいいのではないかと思ったんですが。見落としてであれば、ここにこういうふうを書いてあるよと教えていただければ幸いなんですけれども。長くなってすみませんよろしくお願いします。

立石座長：施設課の方に、よろしくお願ひできますか。

施設課：ここの資料の1枚ものに記載させていただきましたのは、委員御指摘のとおり、広島の方では費用対効果のところを移したものでございまして、福岡刑務所につきましても、5番の費用対効果、費用が440、効果が850億で、13ページの下を抜き書きしたものでございます。全部共通なんですけれども、広島の方にこういう記載がないかといいますと、いろいろ書くことがありまして、1枚ものに書きますとこういう形になったと御理解いただければというふうに思います。

立石座長：よろしいですか。

六車委員：因縁をつける訳ではないのですが、環境負荷の軽減ということと、2番目九州の方ですか、環境への配慮というのは、ちょっと違うような感じもしますし、両方について同じこと、環境負荷の低減というのは、これだけ同じことを違う言葉を使って、どんな施設でもこの言葉を使ってまとめているということはしていないのかなという疑問があって、得ようとする効果のところ、より適切というか、より具体的というか、本質を表すような言葉があればそっち方がいいのではないのかなと思ったので付け加えさせていただきます。

立石座長：ほかに何かありますか。やはり見えても具体的な数字に欠けるという印象は持たざるを得ないのですが、実際効果をどのような形で数値化するかは、なかなか難しいことも事実で、今後の一つのテーマとして考えていただければ大変ありがたいと思います。川端委員どうぞ。

川端委員：法務総合研究所の研究についての事前評価なんですけれども、専門家の方が適切であると評価しているところに素人が口を挟むのはばかれるのですが、ただ、例えば「更生保護に関する実証的研究」がありますけれども、実証的研究と申しますと、例えば、医学の場合に治療法を実証的に明らかにする研究となるとコントロールド・スタディーでなくてはならないというのが大前提なのです。研究内容を見ると、所在不明事件に係る実態調査で、「所在不明事件のみを抽出し」と書いてあるのを見てちょっと引っかけたんですけれども、所在不明になるのかならないのかというのを分析するのであれば、なる事件とならない事件の両方を比較する研究の方が適切なのではないかという気がします。その前の「再犯防止に関する総合的研究」のウに、「その効果の検証方法」というのがありますけれども、ここで何らかのコントロールド・スタディーがなければ効果の検証が客観的にできたとは言えないのではないのかという疑問があるのです。もちろん対象分野において、コントロールド・スタディーがそもそも不可能である、あるいは不適切であるということは十分考えられるので、再犯防止対策は非常に効果があると分かっているのに、それをする必要がないと、それをするのが適当でない

ということがあるのかもしれませんが。その点をどのように配慮されているのかをお聞かせ願いたいのですが。

立石座長：いかがですか。

法務総合研究所：コントロール・スタディーの手法をどう採り入れるかということにつきましては、大変貴重な御意見かと思われますので、これから研究内容を詰めていく段階で、検討させていただきたいと思います。

立石座長：よろしいでしょうか。ほかにございますか。

では第2の議題に入りたいと思います。続きまして、「政策評価結果の政策への反映状況」について御議論いただきたいと思います。平成17年度の事後評価、平成18年度の事前評価の双方についての政策への反映状況ですが、この2つについて一括して議論するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、まず、事務局から概要を説明願います。

深石補佐官：それでは説明させていただきます。平成17年度事後評価結果、それから平成18年度事前評価に関する「政策評価結果の政策への反映状況」について説明をいたします。

まず、資料2を御覧願います。「平成17年度の事後評価結果の政策への反映状況」についてでございますけど、これは、平成17年度の事後評価の結果を、法令の制定・改廃や、平成19年度の予算要求、定員・機構要求など、以後の政策にどのように反映させたかを取りまとめたものでございます。事後評価の結果そのものにつきましては、前回の懇談会において御意見を頂戴し、それを踏まえて内容を修正し、8月にホームページに公表したところでございます。資料2の1ページ目が総括表になっております。それぞれの政策の反映状況を簡略に記載してございます。時間の関係もございまして、政策1件1件の反映状況の詳細につきましては、2ページ以降を御覧いただければと思います。

続きまして、資料3を御覧願います。「平成18年度の事前評価結果の政策への反映状況」についてでございますけれども、これは、先ほど御意見をいただきました平成18年度の事前評価の結果を、平成19年度の予算要求、定員・機構要求など、以後の政策にどのように反映させたかというものを取りまとめたものでございます。事前評価は、実施前の政策についての評価ですので、その政策への反映状況は、その政策を実施するために予算要求等を行ったかどうかに尽きることとなります。事後評価の場合と同じように、資料2の表紙の裏になりますが、1ページ目の総括表に、それぞれの政策の反映状況を簡略に記載してございます。今回事前評価を実施した施設整備2件、法務総合研究所の研究3件につきましては、すべて予算要求に反映されております。反映状況の具体的な内容につきましては、評価結果の概要と併せて、2ページ以降に記載してございます。時間の関係もございまして、1件1件についての説明は省略させていただきます。

「政策評価結果の政策への反映状況」についての説明は、以上でございます。

立石座長：ありがとうございました。今の政策評価結果の政策への反映状況について、資料2、資料3に関して御質問ありましたら、御遠慮なくお出しいただければと思います。どうぞ。

渡辺委員：まず、些細な点で申し訳ないのですが、資料2の10ページ「行刑行政の透明性の確保」の評価結果に基づく措置状況の3行目、「同日付矯正局総務課事務連絡」という記載があるのですが、何を受ける「同」なのかが分かりません。修正する必要があるのではないのですし

ようか。次に、資料2全体についてですが、次官も評価と予算とが非常に密接になってきているというふうにおっしゃっていました。前年実績というものに当事者も財政当局も縛られがちな中で、予算要求額が大きく変わっている箇所についてお伺いします。20ページの「広報活動の推進」法務行政について国民の理解を深めるというのは大変結構なことだと思われるのですが、今度の概算要求額はこれまでに比べて5倍以上になっている。具体的にどのような事業を広報でお考えになっているのか、裁判員制度の啓発費用がここに入っているのかなとも思われるのですが、予算措置の中身をお聞きしたいと思います。それから、公安調査庁の予算・人員が非常に多くなっています。公安調査庁の業務に関して適正な予算・人員とはいかなるものか、外からうかがい知るの難しいのですが、言わずもがなですけれども、組織の維持・拡大が自己目的化することがないように厳しく自らを律し、また、役所全体でチェックしていただきと思います。これは要望です。逆に、12ページの更生保護施設の委託費。これは若干増やしたという程度にとどまっております。一方で、「評価の概要」によりますと、委託費の増額は前歴者等の社会復帰の促進の観点から有効であるという評価もされています。先ほどの法総研の研究をめぐる議論でも、再犯防止が社会の喫緊の課題であるということが位置付けられておりました。その中で、委託費をほぼ前年並みの要求にとどめた事情、どのような御判断なり、情勢分析を踏まえたものなのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

松下室長：質問は2点だったと思います。まず、広報活動の関係、もう一つは更生保護施設の委託費かと思しますので、広報活動については、広報室の方からお願いします。

広報室長：広報関係の予算の大幅な増額について御説明させていただきます。前年に比べて9,400万と大幅に増えているのですが、裁判員制度広報活動費等の広報費が含まれている訳ではございません。法務省ホームページでは、アクセス件数が毎年100万件ほど増加していますが、もともとホームページのシステム全体が、10年前のもので相当システム自体古い形になっております。文字も拡大して見えないシステムとなっておりますので、一般の皆様これまでのアクセス等を考えまして、高齢者や障害者に配慮したシステム、それと、ホームページにデータをアップする際にそれを即日アップして迅速に公開するために、予算要求をしている訳でございます。以上でございます。

保護局：更生保護施設については、委員御指摘のとおり、委託費の増加による施設収容率の増加が認められることは確かでございますが、まず1点としまして、全体の枠というのがございまして、保護の立場から言えば、いろいろ付けていただければありがたいのですが、全体の枠から言いますとなかなか重要性、緊急性の観点などがございまして、これでも増額していただいたので、ありがたいと思うところであります。また、もう一つは、これは、委託をするときの費用でございまして、施設整備につきましてはまた別途御配慮いただいているところであります。この枠内で、再犯等が防止できるようにしていきたいと思っております。

立石座長：ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。はいどうぞ。

田辺委員：2点ほどお伺いしたのですけれども、4ページ目の人権侵犯事件の適正な対応というところでございますが、概算要求で増えて、定員要求においても6名と増となっておりますが、伺いたいところの1つは、予算の概算要求の処理状況というところに数字で書かれているところで、事業費ということで人件費は含まないと考えてよろしいでしょうか。これはおそらく予算とリンクさせるときに、事業費と人件費が別建てになっているだろうとは思いますが、予算とのリンクというのは全体が見えないと処理の仕方、事業費が増えているのか、人件費が

増えているのか、この辺についてポリシーをはっきりさせて表明させておかないとなかなか分かりづらいところがあるので。2点目はこれが事業費だとすると、取扱件数が前年の10%以下だと思うのですが、来年も10%増えるとしても、額の増分率がかなり大きくなっているということはなぜかということが4ページに係る質問です。次の6ページですが、人権啓発活動の推進ですが、人権啓発活動関係ネットワーク経費というのが5億くらい増えております。現在82%くらいですが、あと18%くらいですけれども、何か大きな事業をお考えなのでしょうかということをお伺いします。

松下室長：それでは、その点につきましては人権擁護局の方から、お尋ねは2点だったかと思えます。

人権擁護局：まず1つ目の人権啓発活動の推進、人権啓発活動ネットワーク関係経費の増額の関係について御説明させていただきたいと思えます。若干この数値の上げ方の説明が足りなかったと思えますけれども、実態として、これだけの人権啓発活動の経費が増額している訳ではありません。もともとは他のところで使われている人権啓発活動経費をネットワーク経費に取りまとめたということで5億増額しているということでございます。もう少し説明させていただきますと、要は都道府県別とかまたは都道府県の中に、地域別に人権活動のネットワークを現在構築中でございます。人権啓発活動ネットワークの予算は、基本的には1協議会ネットワーク当たりの予算に協議会数を乗じた額で構成されております。これまでは参加市町村の拡大に努めておりました、その整備が大分進んできてまいりました。ところで、現下の厳しい財政状況からしますと、人権啓発ネットワークをこれからさらに拡大していくということは合理的であり、必要なことであると考えております。そこで人権啓発活動に関わる他の経費、例えば市町村に配分される地方委託費がありますけれども、地方公共団体が単独で使う地方委託費の経費を減少させて、その分法務局・人権擁護委員と地方公共団体等が連携して行う人権啓発活動ネットワークのための経費を増額することとして、この平成19年度の概算要求を行ったということであります。そのためにここでかなりの増額になったということでありますけれども、人権啓発活動の事業として使われる額がそれほど増えているというわけではございません。続いて4ページ戻りまして、人権侵害事件の適正な処理の対応といたしまして、人権侵害事件調査・処理活動の平成19年度の概算要求額ということでございますけれども、こちらにはもちろん職員の人件費は含まれておりませんけれども、理論的な事業費ということでございます。この額が非常に増えているということでありますけれども、事件の数自体は10%程度の増加ということでありますけれども、最近の人権侵害事件数、学校のいじめなどの問題に関して、積極的な調査救済活動を行おうということで増額をお願いしているということであります。

立石座長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。そのほかありますか。

川端委員：評価の予算についての反映ということでちょっとお伺いします。3ページに外国法事務弁護士在り方という項目があって、4ページに債権管理回収業の監督という項目があって、それぞれ評価の概要では、それなりの効果が認められたということで有効性があったという評価ですが、予算の要求の方を見ると、外国法事務弁護士制度の運営経費というのは微増で、これはたぶん申請者がちょっと増えるだろうということでそうしているのでしょうかけれども、債権管理回収業の運営経費は、額は900万とたいしたことはないのですが、率で言うと相当減っているんです。同じような評価の文言から予算措置が変わってくるというのは、説明としてどうかという気がします。なぜこうなっているのかお尋ねしたいのですが。

司法法制部：御指摘いただきましたように、債権管理回収業につきましては、評価としては有効な施策だったけれども、概算要求では減っているという点ですが、増額していただければそれにこしたことはないのですけれども、諸般の事情で他の施策もございますので、経費を見直せるものについては見直すということで、施策自体は有効であるということでも、金額自体は減少していくということで御理解いただければということでございます。

川端委員：そういうことであるならば、その点がどこかに出てこないと、もともと評価というものを予算に反映させるという仕組みにしたという説明自体がですね、具体的な場面では発現していないということになってしまうと思うんです。政策は非常に有効であったけれども、経費面では見直しが必要という事前評価があって、それを予算に反映させるというなら分かるんですけど、その説明がないというのは問題があるのではないかなと思います。

司法法制部：まったく委員のおっしゃるとおりかと思っておりますので、表現については、検討したいと思えます。

立石座長：寺尾委員、何かありますか。

寺尾委員：資料2の12ページの「公共の安全に寄与するための業務の実施」の評価の概要のところについて、これも「同」が何かを書いているのか分からないので。

深石補佐官：先ほど渡辺委員からも御指摘があったところですが、内容については、精査しまして十分チェックしたいと思います。申し訳ありませんでした。

立石座長：いかがでしょうか。私も見させていただいたんですけれども、自己評価という性格のため、評価結果のほとんどは「有効性が認められる」という結論でまとめられていますが、唯一、「人権相談の充実」に関しては、外国人、女性の相談件数のところが十分でなかったなっています。この施策は18年度も継続してやっていくということでもありますので、18年度は施策の見直しが図られたのか、また、どういう政策でやっていくのかということをお教えいただければと思います。また、全般的に言えることは目標設定は高ければ高いほどいいというわけではなくて、現実に目標がどういう形で実現するかというそのプロセスが一番私は大切ではないかと思うんです。その当たりをひっくり返してこういう数値を上げるんだ、上げないんだと、そのところの説明も併せて書いていただければありがたいなと思います。目標を実現する具体的な方策の裏付けがなければ、単なるスローガンだけで終わってしまう可能性があると思います。

松下室長：それでは人権擁護局の方から御説明を。

人権擁護局：我が国においては様々な人権問題が発生しておりまして、外国人の問題も人権侵犯事件の中に見られる状況でありまして、これらを把握する上で、こうした外国人の人権相談を積極的に行っていきたいと思っている訳ですけれども、こうした人権問題が潜在化、内在化していることがあるので、できる限り前年を超えるということで今後努力していきたいと考えております。具体的な数値をどうするかについては、今後検討させていただきたいと考えております。

立石座長：ありがとうございました。結構です。ほかにございますでしょうか。では、時間の関係もございますので、第3の議題に入っていきたいと思えます。「法務省事後評価の実施に関する計画」の見直しについて御議論いただきます。事務局から、見直しの趣旨について説明願います。

深石補佐官：それでは説明させていただきます。時間も残り少なくなっておりますので、大き

な変更点だけ取り上げて説明させていただきたいと思います。全体としては、今年9月に法務省の政策体系を基本計画に盛り込んだということがありますので、計画全体にわたって、政策の名称等に変更を加えております。本日はそれ以外について、大きく改定した政策のみ説明させていただきます。

まず1点目ですけれども、資料7の11ページから12ページを御覧願います。公安調査庁の政策ですが、実績評価方式を採用する政策として、「破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」が掲げられております。一方、公安調査庁の政策につきましても、もう一つ、総合評価方式を採用する政策として「オウム真理教対策」というものが「基本計画」に掲げられていたわけですが、平成17年度の評価総括をもって、今後は評価対象から落としたいと考え、見直し案に盛り込んでおります。その理由についてですが、実績評価の方では、オウム真理教の活動の実態や危険性の解明の度合いという目標値を立て、年度ごとにその達成度を評価している一方、総合評価の方では、公安審査委員会の決定に基づく観察処分の期間満了3年ごとに、「オウム真理教対策」が、教団の危険性の増大防止や、国民の不安解消のための施策として有効なのかどうかといった観点から、長期間にわたり総合的に評価しておりました。このように、評価の観点を異にしながらも、類似する事項につきましても評価を行ってききましたが、今後は、より分かりやすい政策評価の実施、評価書の公表といった観点から、総合評価の方につきましても評価対象から外すことにいたしました。なお、総合評価の中で評価を行ってきた事項、特に3年ごとに更新が検討される観察処分については、実績評価の中で、適宜その要点を加味する予定にしております。

次に2点目ですが、資料7の12ページから13ページを御覧願います。民事局の政策ですが、実績評価方式を採用する政策として「登記事務のコンピューター化」が掲げられておりますが、今回、政策体系の策定に伴いまして、評価対象政策の名称を「登記情報システムの再構築」に修正しております。「登記情報システムの再構築」は成果重視事業でございますので、政策評価の実施が義務付けられているものですので、今回、名称変更のほか、成果重視事業の達成度をよりの確に測るための指標、目標値を再検討した次第でございます。達成目標の2と3が今回新たに追加した部分で、従来から評価を行ってきた「登記事務のコンピューター化」に関する達成目標につきましても、達成目標の1にそのまま維持してあります。

3点目ですが、資料7の18ページから19ページを御覧願います。入国管理局の政策が掲げられておりますが、従来は、「外国人の円滑な受入れ」を評価対象としてきましたが、平成17年度の事後評価書にも記載しましたとおり、「外国人の円滑な受入れ」については、入国管理行政が外国人を招へいする事業を行うものではないため、入国者の増減等の影響が、入国管理局が実施した政策によってどの程度生じたかを判断することは困難と判断し、「外国人の円滑な受入れ」という施策を実現するための1つの事務事業である「出入国審査」に、評価対象を変更したいと考えております。そして、達成目標としましては、入国審査に要する時間の短縮化を掲げ、円滑な入国審査の実施を評価するという内容を見直し案に盛り込んでおります。「実施計画」の見直しの概要については、以上でございます。

立石座長：それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問をいただければと思います。

田辺委員：3点ほどございます。1つは、実施計画は、首相の施政方針演説等に出てきている重要政策に関しては特出しして評価をすることになるのだと思うのですが、18年度の実施計画の中でそれに当たるのがどれなのかがよく分かりません。国会等で首相が言ったことをどう

やって盛り込むのかということを含めてお聞きしたいと思います。2点目は、10ページ目でございますけれども、刑事政策に係る研究のところでございますけれども、かつこの中でハイテク犯罪ということになっておりますけれども、やはりすたりはあると思うのですけれども、今はハイテク犯罪と言うよりは、サイバー犯罪という言いの方が世間的には通用しているのではないのでしょうか。3点目は、13ページのところでございますけれども、平成20年度までに登記のオンライン申請を可能にするということで、目標値等は全国でオンライン申請を可能にするということになっております。しかし、政府のITの計画にある利用率50%を目指すということになりますと、これを入れ込んでおいた方がシステム構築だけの話ではなくって、今まで組み立てたものの利用に関しても評価ができるということで好ましいのではないかと思います。以上3点をお伺いします。

立石座長：それでは説明をお願いします。

松下室長：まず、法総研の方からお答えいただければと思います。研究のハイテク犯罪、サイバー犯罪の点についてお答え願います。

法務総合研究所：名称の変更という御指摘でしょうか。

田辺委員：はい。単に名称の点についてです。

法務総合研究所：より実態に則したというふうに御理解いただければと思うのですけれども。

田辺委員：いや、そうではなくて、警察庁はハイテク犯罪という名称をやめて、サイバー犯罪と言っているのですが。一時代前の呼び方ではないのかなという指摘です。

法務総合研究所：サイバー犯罪という呼称の方がより現在の犯罪状況を反映しているとう考え方もあろうかと思われませんが、今後検討させていただきます。

松下室長：続いて登記のオンライン等50%の関係について民事局からお願いします。

民事局：確かにオンラインの利用の促進等は、すでに政府の方針として掲げられていることでございますけれども、逆に言いますとそちらの方で、IT新改革戦略の中で評価手法というのがすでに掲げられているということ、それから評価体制の確立ということで、IT戦略本部の方で、外部の専門家で構成されましたIT新改革戦略評価専門調査会というものが今年の6月に設置されていることもございまして、あえてそちらの方を外して、民事局としてオンライン利用促進のインフラの整備というのを目標として、この達成目標の指標に掲げさせていただいたということでございますけれども、究極的にはオンラインの利用促進ということが入ってくることを見据えていますので、戦略本部の方での評価の在り方を見ながら、その点については検討させていただきたいと思えます。

松下室長：最初の御質問に関してですが、施政方針演説等で盛り込まれた事項を政策体系で盛り込んだということは前に御説明いたしました。計画にどのように反映しているかということにつきましては、具体的には資料7を御覧いただきまして、3ページの2つの施策ですが、「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」というものと、それから「裁判員制度の啓発推進」、11ページの公安調査庁の施策ですが、「破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施」、それから、17ページですが、不法滞在者の半減を目標とした「好ましくない外国人の排除」でございます。これらの施策が施政方針演説に盛り込まれたものであるかどうかを明記するかにつきましては、個々に区分けして明記すべき必要があるかということもございまして、検討させていただきたいと思えます。また、今後総理が替わるときには方針も変わりますし、そういったものを政策体系にその都度どのように反映させていくか

ということや、その頻度なども検討しますけれども、政策体系は固定のものではないと考えておりますので、必要に応じて改定していくものと考えております。改定する際には、また委員の皆様にも御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

立石座長：はい、どうぞ。

中村委員：関心のあるところなんですけれども、「好ましくない外国人の排除」ですが、不法滞在者の半減というところで、外国人労働者の在り方という点について、実は私の会社でも悩んでいるところなんですけれども、外国人を雇用するときに、外国人の証明書を見せていただいて管理が進められて行くんですけども、ちょっと考え過ぎなのかもしれないんですけども、人事担当者の方で、人権の問題になるのではないのかということ、「あなたは何人ですか」ということを聞けないということや、本人が日本人だとおっしゃったときに、本当は外国人ではないかと思っても、日本人であることの証明書の要求ができないというところで悩んでいることが社内でございますので、そういった場合の対応の仕方について、各会社・企業に対して発信することが、不法労働者の排除に寄与するのではないかと感じているところでございます。

立石座長：今のいかがですか。なかなか難しい質問かと思いますが。

松下室長：入国管理局の方から。

入国管理局：外国人については我々一定の者が身分証明書の確認の権限を持っていますが、いわゆる一般の方が外国人だからと言って身分証明書を出せとかという権限はございませんので、確かに難しいだろうと思われま。ただ、お雇いになるときに、外国人登録証明書というものを携帯することが義務付けられておりますが、言い方に問題があるかもしれませんが、外国人を雇用する場合は、やはり履歴書を見て確認していただくとか、又は就労資格証明書というものがございまして、働く資格を確認するのであれば、就労資格証明書を準備させて、書類に付けて出すように伝えて確認していただいても結構かと思ひますし、外国人登録証明書の見方とかを我々、パンフレットとか作って広報、それから不法就労外国人対策キャンペーン月間などでいろいろPRに努めておりますけれども、確かに言われたとおり、一般の方には難しいことだろうと思っております。

立石座長：よろしいですか。

中村委員：若干補足しますと、外国人と申告された場合については、今のような対応で可能なんですけれども、そもそも外国人ではないかと疑いはあるけれども、本人は日本人だと言っている場合に、大概、結婚されていたりすると国籍が変わったりするわけですし、そういうところで悩ましいところがございますので、その辺をどのように解決したらいいのかと、お答えが難しいかと思うんですけれども、ご検討いただければと思ひます。

松下室長：その辺の具体的なことについては、また別にお聞かせいただきまして、検討させていただきますと思ひます。

立石座長：いかかでしょうか。

山根委員：2つ教えてほしいのですけれど、まず、8ページ、9ページの「更生保護の適正な実施」について、たくさんの指標があるんですけれども、これは目標値が前年度を維持するというものと増やそうというもの、減らそうというもののいろいろ目標が違うわけで、それが前年度、前々年度とかいろいろ見ても、どういうときが現状維持で、どういうときが減らそうというときなのか、基準などがあれば教えていただきたいということと、それから19ページの入国審査の待ち時間の20分以下に減らすということが、これは私にはよく分からないんで

すけれども、この数値が適切なかどうか、いろいろ手続があって時間がまちまちなのではないのかなと思ったりするんですが、その辺を教えていただければと思います。

保護局：まず、抽象的なことになって申し訳ないんですけども、基本的に保護観察を受ける者にとって、ある処遇を受けさせることによってプラスになるような場合には、それが10人だったり、15人だったりと前年度に比べれば人数とか割合を増やそうというように考えておりました、マイナスになるものは少しでも減らしていきたいという趣旨でございます。個々について説明するのも何ですが、そのような形でございますので、そういう趣旨で書いたということで御理解いただきたいと思います。

山根委員：例えば、協力雇用主とかは観察対象者の就業のためや再犯防止のために増やしていただきたいと思うんですけど、15年、16年、17年と引き続き増加ということができないのかなと、要望ですが思いました。

保護局：例えば、協力雇用主につきましては、我々はできるだけ増やしていきたいと思っております。ただ、相手があることでありますので、なっただけという形までなかなか持っていくにくいということで、とりあえず、前年度と同数、プラスアルファとして書かせていただいたところでございます。委員御指摘のとおり、特に協力雇用主の就業に関しましては、非常に重要な問題と考えておりました、就労の維持、就労者の確保は重点課題の1つでございますので、その点は協力雇用主につきましても引き続き努力していきたいと思っております。

入国管理局：空港での審査の待ち時間を20分以下という目標値を掲げてございます。この20分という数字をどこから持ってきたかという、確たる根拠はありません。現在待ち時間の平均をとっておりますが、30分、40分というのもございます。一つの努力目標として、20分以下で行われている空港もございますので、努力目標、達成目標として20分を設定させていただいております。

立石座長：よろしいでしょうか。私の方から御指摘だけしたいのですが、この件に関して。「登記情報システムの再構築」というところで、「平成23年度において登記情報システムの運用経費を平成15年度比で110億程度削減を図る」とありますが、この目標がどの程度困難なのか容易なのかが分からない。現実に15年度にいくらかかかっていて、110億とはどの程度やらないといけないのか。その困難性が分かりませんので、今後数値で出していきたいと思います。

それから、入出国の公正な管理ということで、12万5,000人に不法滞在者を削減するという点については、もちろんこれは結構なことだと思うのですが、どういう方策でこれを実施するのか、数値目標をいかに達成するかというその当たりの議論を含めてですね、加えていただきたいなと思います。それから、今の入国審査の適正化というのはいいことだと思います。できるだけ早く達成していただきたいと思います。今の状況は30分、40分ということでございますので、是非スムーズな入出国審査を運営できるようにお願いしたいと思います。

以上この件に関しては皆さん御意見をいただきましたので、時間の関係で最後のお話をしたいと思いますが、今後の予定の前に1点提案がございます。政策評価懇談会における議論を深めるために、法務省のいくつかの局につきまして、その所管業務全般についての説明を受けたいとの御要望が、先生の方からなされた事務局から聞いておりますので、定期の懇談会とは別に、一度お集まりいただき、委員の御要望に応じ、各部局から所管事項の説明を受ける機会を設けてもらいたいと思うのですが、皆様方がいかがでしょうか。そういう機会を取らせて頂く

ということでよろしいでしょうか。皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

(異議なし)

それと併せて、法務省の関連施設、このたび開業しました法テラスのコールセンターなどの実地を見るということもいいのではないのでしょうか。事務局に調整してもらおうということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、所管業務説明の件と、施設見学の件をお願いしたいと思いますが、詳細な日時、見学施設などについて、事務局で調整していただけますか。

小山官房参事官：かしこまりました。詳細なことにつきましては、省内で所管事項を説明する部局とも調整させていただきまして、後日、委員の皆様方にお知らせしたいと思いますので、よろしく願います。

寺尾委員：最後によろしいですか。

立石座長：はい、どうぞ。

寺尾委員：タイミングを失ってしまったのですが、先ほど法テラスの業務開始3週間の状況について、受付件数等の御報告がありましたが、田辺先生がせっかくジェンダーのことをおっしゃっていただいたので、主な問合せというところで、いろんなことが書いてありますけれども、女性にどういう相談が多く、男性にどういう相談が多いのかというデータを取っていただけるととてもおもしろくなると思います。女性の事件相談が伸びないという話もありましたので、そういうことを考える上で役に立つと思いますので、そうしていただければと思いました。

六車委員：すみません。1分だけいいでしょうか。資料7の24ページの一番下、女性の登用拡大のところなんですけれども、指標3のところについて、どうしても一言申し上げたかったんですけれども、「目標値等」では、まず、「超過勤務の縮減策を含め」とあります。超過勤務の実態はどういう実態で、どの程度下げるかということの本気で考えていらっしゃるのかどうか。その次もですね、仕事の進め方の見直しとは、女性のことを考えているのか、上司のことを考えているのか。その最後の意識の改革を推進すると、女性のことを考えているのか、上司のことを考えているのか。その達成度については、一番最初の超過勤務については出るかもしれないですけど、仕事の進め方の見直しとかですね、意識の改革の推進を分かるように示すことができるものなのか、非常に短い欄に書いてあったんですけれども、どうなのかなど。女性の委員の方たちが多かったんで、一言言わせていただきました。

立石座長：今のいかがですか。

人事課：「目標値等」の欄の記載のことについてですけれども、私ども男女共同参画推進本部等設けまして実施している中では、女性の採用登用とか女性の雇用環境の問題というところがありますけれども、最終的には全体についてのことであり、ひいては全体の職務効率の向上とか勤務時間の縮減につながっていけばいいという位置付けで考えております。こちらの目標値等をいかに拡大していくかということについては今後検討していきたいと思っております。

立石座長：ありがとうございました。よろしくのほどを。それでは第14回の政策評価懇談会については、これで終わらせていただきたいと思います。事務局の方から次回の御説明をお願いします。

小山官房参事官：本日は、長時間にわたり貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。本日の御議論につきましては、議事録を法務省のホームページで公表することといたしますが、その手続につきましては、これまでと同様に、事務局で議事録案を作成しまして、後日、皆様

に適宜の方法で送付させていただきますので、御確認をよろしくお願い申し上げます。なお、最終的な確認につきましては、これまでどおり、座長に一任という形をとらせていただきたいと思えます。また、本日御意見を頂戴いたしました「平成18年度の法務省事後評価の実施に関する計画」の改定案につきましては、再度省内で本日の議論の内容を検討いたしまして、11月を目途に改定したいと考えております。なお、次回、第15回政策評価懇談会の開催は、本会の方ですが、2月下旬を予定しております。本日御議論いただきました「法務省政策評価に関する基本計画」の再度の見直し、あるいは平成19年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の策定などについて、御意見を頂戴したいと考えておりますので、御多用中とは存じますが、御参加のほど、どうぞよろしくお願いいたします。また、先ほど申しましたとおり所管業務の説明については、日程等をまた別途お伺いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

立石座長：ありがとうございます。では、これをもちまして本日は終了させていただきます。本日は御苦勞様でございました。

以上